

上尾市告示第38号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、
広告物及び掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり
公示する。

令和8年2月10日

上尾市長 畠山 稔

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年1月8日			
保管の場所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	備考
1	立看板、はり札、はり紙	1	市民体育館通り	9時00分 ～ 9時50分 ころ	ロードコーン（個） 0
2	立看板、はり札、はり紙	0	中山道	9時50分 ～ 10時30分 ころ	0
3	立看板、はり札、はり紙	2	B S 通り	10時30分 ～ 11時20分 ころ	0
4	立看板、はり札、はり紙	0	並木通り	11時20分 ～ 12時00分 ころ	0
5	立看板、はり札、はり紙	0	べにばな通り	13時00分 ～ 13時50分 ころ	0
6	立看板、はり札、はり紙	4	第二産業道路	13時50分 ～ 14時50分 ころ	1
7	立看板、はり札、はり紙	0	運動公園通り	14時50分 ～ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、はり紙	16	ニッサン通り	15時20分 ～ 16時00分 ころ	4
合計		23			5

屋 外 広 告 物 等 保 管 物 件 一 覧 簿

保管を始めた日時		令和8年1月23日			
保管の場所		上尾市道路補修事務所（大字上野984）			
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	備考
1	立看板、はり札、はり紙	8	市民体育館通り	9時00分 ~ 9時50分 ころ	ロードコーン（個） 2
2	立看板、はり札、はり紙	2	並木通り	9時50分 ~ 10時30分 ころ	0
3	立看板、はり札、はり紙	0	B S 通り	10時30分 ~ 11時10分 ころ	0
4	立看板、はり札、はり紙	0	泉が丘通り	11時10分 ~ 12時00分 ころ	0
5	立看板、はり札、はり紙	0	べにばな通り	13時00分 ~ 13時40分 ころ	0
6	立看板、はり札、はり紙	12	第二産業道路	13時40分 ~ 14時50分 ころ	0
7	立看板、はり札、はり紙	0	中山道	14時50分 ~ 15時20分 ころ	0
8	立看板、はり札、はり紙	14	ニッサン通り	15時20分 ~ 16時00分 ころ	3
合計		36			5